

6 東児福第 4 5 号
令和 6 年 1 1 月 8 日

東京都知事 小池 百合子 殿

東京都児童福祉審議会
専門部会
部会長 新保 幸男

東京都一時保護所の設備及び運営に関する基準についての緊急提言

令和 6 年 4 月、児童福祉法の改正により、都道府県は内閣府令で定める「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」に従い、又は参酌の上、令和 6 年度中に一時保護条例を制定することが求められている。

一方、東京都の一時保護所においては、一時保護を必要とする児童が多数存在するほか、一時保護期間の長期化、受け入れ施設の不足、虐待によるトラウマや発達特性を抱えるなどケアニーズが高く、施設での生活が難しい児童の増加、「トー横キッズ」と呼称される児童の一時的な受入れ等、法令上の配置基準を満たすだけでは、児童の権利擁護や適切な個別ケアを確保する観点から十分ではない状況にある。

こうした状況を踏まえ、当部会では、一時保護所の職員配置基準、設備基準、児童の権利擁護など様々な観点で議論を行っているが、部会の議論を待たずに取り組むことが可能な事項について、できるだけ早期に着手すべきであるため、別紙のとおり緊急提言を行う。

【提言①】 「1 児童相談所 1 保護所」に向けた整備の推進

- ・児童の地域との繋がり の保障、一時保護児童の原籍校への通学、相談部門と保護部門の連携強化を図る観点から「1 児童相談所 1 保護所」を方針とした児童相談所・一時保護所の整備を推進すること。整備に当たっては、一時保護児童の受入れ実態に合わせて一時保護定員も十分に確保すること

【提言②】 一時保護所における職員の人員体制の強化

- ・児童の権利擁護や必要な個別ケアを確保する観点から、国調査研究等において示されてきた配置基準の考え方を踏まえ、日中において「幼児 2 人に対し職員 1 人、学齢児 3 人に対し職員 1 人を常時配置」すること
- ・また、夜間帯においても、国の一時保護施設の設備及び運営に関する基準で示されているように、2 人以上を配置するとともに、開庁時間以外の時間における児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告に係る対応を行う場合には、当該対応のために必要な職員も置くこと
- ・虐待などによる心の傷つき、発達障害や愛着形成上の課題、PTSD 等を抱える児童も多いことから、一時保護所における心理職の数は、児童おおむね 10 人につき 1 人以上とすること

【提言③】 児童の権利擁護の推進

- ・一時保護所において、児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援を行うこと。そのために、必要な職員体制の確保や、例えば、民間事業者の活用など送迎可能な仕組みを検討すること
- ・児童の視点に立ち、一時保護所内の児童の権利制限やルールについて、引き続き見直しを図ること
- ・一時保護所の入所にあたり、児童に対して行う入所後の生活等の説明について、児童の視点に立った分かりやすい説明の仕組み、ツールを検討すること
- ・家庭的な環境下で児童の支援ができるよう、一時保護所の設備については、4～6 人の児童による小規模ユニットとするよう努めること。また、プライバシー等を保障する観点からも、学齢児の居室は原則、個室とすること